

# 令和4年分 年末調整についてのお知らせ

~「年末調整のしかた」等の各種情報は国税庁ホームページをご覧ください ~

# 年末調整等に関するパンフレットに代えたリーフレットの送付について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。 令和4年分の年末調整より、次のパンフレット

- 年末調整のしかた
- 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引
- 源泉徴収税額表

に代えて、国税庁ホームページや年末調整手続の概要を案内した当リーフレット「令和4年分 年末 調整についてのお知らせ」を送付いたします。

これらのパンフレットは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載しています ので、そちらをご確認ください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※ 令和5年分の「源泉徴収税額表」の税額については、令和4年分から変更はありません。

# 「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください

国税庁ホームページに、「**年末調整がよくわかるページ**」を 開設し、年末調整に関する様々な情報を提供しています。

このページの①「源泉徴収義務者(給与の支払者)の方へ」 には、②「年末調整のしかた・源泉徴収票の作成と提出」に年 末調整の手順・源泉徴収票等の作成等を解説した動画やパン フレット、③「各種様式・記載例」に「扶養控除等申告書」な ど年末調整時に必要な各種申告書、源泉徴収簿及び源泉徴収 票等の様式、4 「各種リーフレット等」に従業員の方向けの説 明用リーフレットなど年末調整の際に役立つ情報を掲載して いますので、ご活用ください。

また、⑤ 「給与所得者(従業員)の方へ には、各種申告書 の記載例など従業員の方が扶養控除等申告書などを記載する 際に役立つ情報を掲載しています。

#### 年末調整がよくわかる

能)が自動で回答します。





※ 令和4年分の各種情報については、令和4年10月頃に掲載いたします。

#### 年末調整がよくわかるページ(令和4年分)

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供 している年末調整に関する情報はこのページから入手・開業できます。

<u>給与所得者</u> (従業員) の方へ



# 源泉徴収義務者(給与の支払者)の方へ(令和4年分)

年末調整の税頭計算等を簡単に行うことができる「年末調整計算シート」(Excel)は<u>こちら</u>から 年末調整のしかた・源泉徴収票の作成と提出 動画による説明 (<u>年末調整</u>・<u>源泉徴収票</u>) 詳しい説明 (パンフレット) (<u>年末調整・源泉徴収票</u>) 年末調整の概要の説明 よくある質問 3 各種様式・記載例 (<u>年末調整・源泉徴収票</u>) (源泉徴収税額表・各種リーフレット等) キャッシュレス納付 源泉徴収票等の法定調書の提出方法

# 年末調整でお困りのときは"チャットボット(ふたば)"にご相談ください



年末調整に関する相談は、国税庁ホームページからチャットボットの「税務職員ふた ば」を気軽にご利用ください。

年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関することなどについて、AI(人工知 国税庁 ふたば



税務職員ふたば

※ 公開期間は令和4年10月頃から令和5年1月下旬までの予定です。

年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、

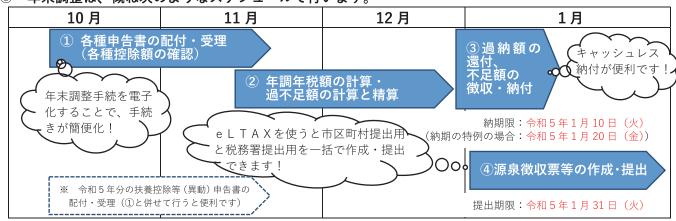
令和5年1月10日(火)(納期の特例の承認を受けている場合は、令和5年1月20日(金))です。

給与所得者の源泉徴収票などの法定調書の提出期限は、**令和5年1月31日(火**)です。

**年末調整のスケジュール**や**手順**については、**次ページ**をご確認ください。

# 年末調整のスケジュール・手順・使用する申告書等

**◎ 年末調整は、概ね次のようなスケジュールで行います。** 



#### ○ 年末調整の手順及び使用する申告書等

# 手順

# ① 各種申告書の配付・受理(各種控除額の確認) 従業員の方に適用される控除の種類やその控 除額を確認します。

# ② 年調年税額の計算・過不足額の計算と精算

従業員の方一人一人の所得控除と税額控除の額を①で確認した後、次の順で年調年税額の計算及び過不足額の計算と精算を行います。

- (1) 本年分の給与の金額と徴収税額の集計
- (2) 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除 後)の計算
- (3) 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額 の計算
- (4) 所得控除額の合計額の計算
- (5) 年間の給与に係る税額(年調年税額)の計算
- (6) 過不足額の計算と精算

#### ③ 過納額の還付、不足額の徴収・納付

②の精算の結果を、年末調整をした月分の所得税徴収高計算書(納付書)に記載した上で、徴収税額を納付します。

納期限:令和5年1月10日(火)

(納期の特例の承認を受けている場合 は令和5年1月20日(金))

#### ④ 源泉徴収票等の作成・提出

令和5年1月31日までに、各人別に「給与所得の源泉徴収票」を作成して本人に交付するとともに、「給与所得の源泉徴収票」は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を添付して所轄税務署へ、「給与支払報告書」は「給与支払報告書(総括表)」を添付して従業員の住所地の市区町村へそれぞれ提出します。

#### 使用する申告書等

- ・令和4年分の扶養控除等(異動)申告書
- ・令和4年分の保険料控除申告書
- ・令和4年分の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- ・令和4年分の住宅借入金等特別控除申告書
- ・令和4年分の源泉徴収簿(次ページ**例**)((1)~(6)で共通して使用)
- ・令和4年分の年末調整等のための給与所得控除後の給 与等の金額の表(次ページ**®**)
- ・令和4年分の所得金額調整控除申告書
- ・令和4年分の扶養控除等(異動)申告書
- ・令和4年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計 額の早見表(次ページ**⑥**)
- ・令和4年分の保険料控除申告書
- ・令和4年分の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- ・令和4年分の年末調整のための算出所得税額の速算表 (次ページ**の**)
- ・令和4年分の住宅借入金等特別控除申告書
- · 所得稅徵収高計算書(納付書)
  - ※ 最終ページに記載例を掲載しています。
- ※ 納付する税額がない場合でも、給与支給額などを 記載した所得税徴収高計算書(納付書)は所轄税務 署に、e-Tax により送信又は郵便若しくは信書便 により送付又は提出してください。
- ・給与所得の源泉徴収票、法定調書合計表
- ·給与支払報告書、給与支払報告書(総括表)
- ・その他の法定調書等

地方税ポータルシステム (eLTAX)をご利用いただくことで、「給与所得の源泉徴収票」(税務署提出用)と「給与支払報告書」(市区町村提出用)を一括で作成・提出できます!

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。



グロックでは、国税庁ホームページに掲載している「年末調整の計算は、国税庁ホームページに掲載している「年末調整は、国税庁ホームページに掲載している「年末調整は対象です。

(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/nencho\_keisan/index.htm)

#### 

総支給金額

(1)

和

分 給与所

得に対す

る

源泉徴収

令和4年分の源泉徴収簿の様式はこちらからダウンロードできます。

算出税額

※ 下の源泉徴収簿の赤枠内の②(1)~②(6)は、前ページの「◎ 年末調整の手順及び使用する申告書等」の「手順」欄の番号を示しています。

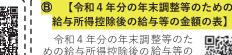


\* 適用者の場合は前に記載

(2)(5)

(2)(6)

2(3)



令和4年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表はこちらからダウンロードできます。 →



※ 源泉徴収簿の「給与所得控除後の給与等の金額⑨」欄は、令和4年分の給与等の総額を「令和4年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に当てはめて求めることとなっています。

(抜粋) 令和4年分の年末顕整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

結与等の金額		前与液体控 発性の筋ケ	航与等の金額		総与所界性 静後の能与	松马等	給与所得控 職後の給与	
EL E	* #	等の会響	双 上	8 II	等の金額	13. 上	4 W	等の企業
551,000	円未満	7	1,772,000 1,776,000 1,780,000 1,784,000 1,788,000	1,780,000 1,784,000 1,788,000	1,163,290 1,165,900 1,165,900 1,176,400 1,172,900	1,972,000 1,976,000 1,980,000 1,984,000 1,988,000	1,976,000 1,980,000 1,984,000 1,988,000 1,992,000	1,300,40 1,300,20 1,306,60 1,306,80 1,311,60
551,000	1,619,000	前号等の金額の 有236(00円)を 機関した金額	1,792,000 1,796,000 1,800,000 1,804,000 1,808,000	1,800,000 1,804,000 1,808,000	1,175,260 1,177,660 1,180,660 1,180,600 1,180,600	1,992,000 1,996,000 2,000,000 2,004,000 2,008,000	1,996,000 2,000,000 2,004,000 2,008,000 2,012,000	1,711,4 1,717,2 1,720,0 1,725,6 1,725,6
1,619,000 1,620,000 1,622,000 1,624,000 1,628,000	1,622,000 1,624,000 1,628,000	1,070,000 1,072,000 1,074,000	1,812,000 1,816,000 1,820,000 1,824,000 1,828,000	1,820,000	1,188,400 1,191,200 1,194,900 1,196,900 1,199,900	2,012,000 2,016,000 2,020,000 2,024,000 2,028,000	2,016,000 2,020,000 2,024,000 2,028,000 2,032,000	1,328,4 1,331,3 1,334,0 1,336,8 1,336,6
1,632,000 1,636,000 1,640,000 1,644,000 1,648,000	1,640,000 1,644,000 1,648,000	1,081,000 1,084,000 1,086,000	1,832,000 1,836,000 1,840,000 1,844,000 1,848,000	1,836,000 1,840,000 1,844,000 1,848,000 1,852,000	1,302,400 1,305,300 1,208,000 1,210,800 1,213,900	2,032,000 2,036,000 2,040,000 2,044,000 2,048,000	2,036,000 2,040,000 2,044,000 2,048,000 2,052,000	1,342,4 1,345,3 1,348,0 1,350,6 1,355,6
1,652,000 1,656,000 1,660,000 1,664,000 1,668,000	1,660,000 1,664,000 1,668,000	1,090,000 1,096,000 1,098,400	1,852,000 1,856,000 1,860,000 1,864,000 1,868,000	1,856,000 1,860,000 1,864,000 1,868,000 1,872,000	1,216,400 1,219,250 1,222,000 1,224,900 1,227,600	2,052,000 2,056,000 2,060,000 2,064,000 2,068,000	2,056,000 2,060,000 2,064,000 2,068,000 2,072,000	1,356,46 1,350,25 1,362,06 1,364,86 1,367,66
1,672,000 1,676,000 1,680,000 1,684,000 1,688,000	1,680,000	1,105,600 1,106,000 1,130,400	1,872,000 1,876,000 1,880,000 1,884,000 1,888,000	1,880,000	1,230,400 1,233,200 1,236,000 1,236,000 1,241,000	2,072,000 2,076,000 2,080,000 2,084,000 2,088,000	2,076,000 2,080,000 2,084,000 2,088,000 2,092,000	1,370,4 1,375,2 1,376,6 1,378,8 1,381,6
1,692,000 1,696,000 1,700,000 1,704,000 1,708,000	1,700,000 1,704,000 1,708,000	1,117,600 1,130,000 1,122,400	1,892,000 1,896,000 1,900,000 1,904,000 1,908,000	1,900,000 1,904,000 1,908,000	1,244,400 1,247,200 1,250,000 1,252,800 1,255,000	2,092,000 2,096,000 2,100,000 2,104,000 2,108,000	2,096,000 2,100,000 2,104,000 2,108,000 2,112,000	1,384.4 1,387,3 1,390,0 1,390,8 1,395,6

# が 計 ① ⑤ ⑥ 不足額 本年最後の名の 精算 型年に 級 り

【令和4年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表】

扶養控除、障害者控除などの扶養控除等(異動)申告書に基づく「扶養控除額等の合計額」の計算は次の早見表を使って求めると便利です。

 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額

 差引
 選付する金額(図ー図ー図)

 同上の本年中に選付する金額

 3ち
 翌年において選付する金額

地震保険料の控除額 配偶者(特別) 控除額

]人,区,江							
① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額 (平成19年1月1日以前生)		1人	380,000円 4人		1,520,000円		
		2人 760,000円 5人			4 人を超える 1 人につき 380,000 円		
		3人	1, 140, 000円	以上	を 1,520,000	円に加えた金額	
イ 同居特別障害者に当たる人がいる場合						1人につき	750,000円
2						1人につき	400,000円
障害者等	章 の 暑 控 ハ 一般の障害者、寡婦又は勤労学生に当たる(人がいる)場合						270,000円
等額	=	所得者本人がひとり親に当たる			350,000円		
がいる場の加算額	ホ	同居老親等に当たる人がいる場 (昭和 28 年 1 月 1 日以前生(トに	1人につき	200,000円			
る場合	^	特定扶養親族に当たる人がいる (平成12年1月2日~平成16年	1人につき	250,000円			
	-	同居老親等以外の老人扶養親族	1人につき	100,000円			

- (注) 1 控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります(この合計額を、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の 控除額の合計額®」欄に記載します。)。
  - 2 「①」欄の控除対象扶養親族の数には、控除対象配偶者の数は含みません。
  - 3 同一生計配偶者に係る障害者控除は、「②」欄に含めて計算します。
  - 4 「②」欄のホからトまでの控除額は次のようになっています。
  - (1) 「ホ」欄の 200,000 円・・・・・控除対象扶養親族が同居老親等に該当する場合の扶養控除額の割増額 200,000 円 (580,000 円 380,000 円)
  - 2)「へ」欄の 250,000 円・・・・・控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額 250,000 円(630,000 円-380,000 円)
  - (3) 「ト」欄の 100,000 円・・・・・控除対象扶養親族が同居老親等以外の老人扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額 100,000 円 (480,000 円 380,000 円)

#### ◎ 早見表の使い方

次に、同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者等に該当する人がいる場合や所得者本人が障害者等に該当する場合には、「② 障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「イ」欄から「ト」欄までに掲げる控除額の加算額の合計額を求めます。



(早見表の使い方

3 1及び2で求めた金額の合計額を「源泉徴収簿」の「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄に記入します。

#### □ 【令和4年分の年末調整のための算出所得税額の速算表】

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)—(C)
1,950,000 円以下	5 %	_	(A) × 5 %
1,950,000 円超 3,300,000 円〃	10%	97,500 円	(A)×10%-97,500円
3,300,000 円〃 6,950,000 円〃	20%	427,500 円	(A)×20%-427,500円
6,950,000 円〃 9,000,000 円〃	23%	636,000 円	(A)×23%-636,000円
9,000,000 円〃 18,000,000 円〃	33%	1,536,000 円	(A)×33%-1,536,000円
18,000,000 円〃 18,050,000 円〃	40%	2,796,000 円	(A)×40%-2,796,000円

※ 源泉徴収簿の「算出所 得税額②」欄は、「差引課 税給与所得金額②」欄 の金額(課税給与所得金 額)に応じ、「令和4年分 の年末調整のための算 出所得税額の速算表」の 「税額」欄に示されてい る算式に従って求めま す。

- (注) 1 課税給与所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
  - 2 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

#### 税額の納付と所得税徴収高計算書(納付書)の記載

年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、その内容を年末調整をした月分の所得税徴収高計算書(納付書) に記載した上、徴収税額を納付します。

#### 【記載例1】

本年最後に支払う給与(賞与)について税額計算 を省略した場合



#### 【記載例2】

過納額(172,174 円)が 12 月中の源泉徴収税額(134,282 円)を超えるため、納付する税額がなくなった場合



(注) 12月に還付しきれなかった 37,892円 (172,174円-134,282円) は、翌年1月に繰り越して精算します。

) 源泉所得税の納付や所得税徴収高計算書の提出は、お手持ちのスマートフォンなどから e-Tax を利用して手続することができます。

# 令和4年分の主な改正事項

# 源泉所得税関係

令和4年分の年末調整に当たっては、令和3年分から比べて大きな改正事項はありません。

#### 法定調書関係

# ○ 給与支払報告書の提出枚数が2枚から1枚になります

これまで従業員の方の「給与支払報告書」を関係市区町村(※)へ2枚提出することになっていましたが、令和5年1月1日以降 提出分から「給与支払報告書」の提出する枚数は1枚となります。

※ 原則、提出する年分の1月1日現在の住所地の市区町村をいいます。

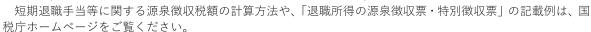
#### 〇 成年年齢の引き下げについて

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

「令和4年分給与所得の源泉徴収票」の「未成年者」欄は、従業員が平成17年1月3日以後に生まれた方の場合「○」を付してください。

# ○ 退職所得の改正について

令和4年1月1日から、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等(短期退職手当等)について、退職所得の金額の計算方法が改正されました。





(記載例)

#### 令和5年1月からの主な改正の概要

#### 源泉所得税関係

#### 〇 非居住者に係る扶養控除

令和5年1月以降は、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は、①16歳以上30歳未満の者、②70歳以上の者、③30歳以上70歳未満の者のうち(4)留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、(1)障害者又は(1)扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費・教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者となります。

改正内容を図示すると、次のとおりです。

〔令和4年12月まで〕

〔令和5年1月から〕







(R5改正事項)

上記の「③30歳以上70歳未満の者のうち、(イ)留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者」について扶養控除の適用を受けようとする従業員の方から提出を受ける扶養控除等申告書には、従来の親族関係書類に加えて「留学ビザ等書類」(注)の添付等が必要です。

・・・扶養控除の対象

□・・・扶養控除の対象外

(注) 外国政府等が発行した外国における査証 (ビザ) 又は在留カードに相当する書類の写しであって、その非居住者である扶養親族が留学の在留資格に相当 する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。

#### 公 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

「令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「住民税に関する事項」欄に、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」等を記載する欄が追加されました。

※ 詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。

#### 令和5年分の源泉徴収税額表

令和5年分の「源泉徴収税額表」の税額については、令和4年分から変更はありません。

(R 5 税額表)